

令和 5 年

第 8 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 5 年 7 月 7 日

前橋市農業委員会

令和5年 第8回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和5年7月7日午後1時57分
- ・閉会日時 令和5年7月7日午後3時52分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

- ・来賓
前橋市長 山本 龍

・出席委員（22人）

1 番 松田 智之	2 番 小池 真澄	3 番 須賀 民雄	4 番 平野 豊一
5 番 阿久津 昌枝	7 番 坂本 忠	8 番 横室 辰雄	9 番 関 けい子
10 番 伊能 良雄	11 番 齋藤 禎	12 番 下田 将文	13 番 矢端 晴美
14 番 奥野 和子	15 番 松島 敏男	16 番 星野 和幸	17 番 小堀 清
18 番 関根 由彦	19 番 澁澤 聖一	20 番 青木 朱美	22 番 須田 一男
23 番 石村 利夫	24 番 江原 弘		

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 山田 正史	主事 柴野 雄介
主事 山崎 佑香	嘱託員 福島 美咲	嘱託員 川北 美空	

・農政課出席者

課長補佐 杉山 豊	主査 宮本 和弘	主任 湯澤 創造
-----------	----------	----------

・付議事件

- （1）議案第43号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- （2）議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （3）議案第45号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第46号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- （5）議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （6）議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （7）議案第49号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- （1）農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会への意見聴取について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- （5）現況証明交付状況について
- （6）農地転用等の意見聴取の結果について
- （7）農業経営基盤強化促進法の改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて（素案）

高橋局長	それでは、定刻になりましたので、これより令和５年第８回農業委員会総会を開催させていただきます。 続きまして、本日の出席状況について、ご報告させていただきます。本日の欠席通告者は６番井田委員１人です。従いまして在任委員２３人中、２２人の方の出席であり、本会議は農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は、随時、受付をさせていただきますことをご了承ください。開会に先立ちまして、江原会長よりご挨拶をお願いいたします。
江原会長 高橋局長 山本市長 高橋局長	◇（挨拶） ありがとうございました。ここで、来賓の山本龍様からご祝辞を頂戴いたします。 ◇（祝 辞） ありがとうございました。なお、山本市長においては、この後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。よろしくをお願いいたします。それでは、ただいまから会議に入らせていただきますが、会議規則第５条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、江原会長は議長席へ、ご登壇をお願いいたします。また、石村会長職務代理者は、職務代理者席に移動をお願いします。 《江原会長、議長に就任》
議 長	それでは、令和５年第８回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。２２番須田 一男委員、２３番石村 利夫委員をお願いいたします。総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言することとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。早速、議事に入ります。 議案第４３号 農地法の規定による許可の取消し 第５条許可について、整理番号１番から３番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹 議 長	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から３番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４３号 農地法の規定による許可の取消し 第５条許可については、整理番号１番から３番を承認とすることに決定いたします。 次に議案第４４号 農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から１６番の審議に入ります。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号１２番、１３番を除く、整理番号１番から１１番、１４番から１６番の申請について、農地法第３条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号１番、２番、３番、４番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
１６番委員	報告いたします。３条整理番号１番。賃貸借、新規就農。現地・面接調査案内図１ページから２１ページをご覧ください。面接には、申請者本人が１人で来られました。申請地は、前橋市立白川小学校から北に約１，３００㎡の富士見町赤城山地内の農用地区域内農地です。申請理由は、現在、リンゴの農業経営を行っていますが、申請により畑を取得し、リンゴの作付けをし、農業経営の規模拡大を図りたい、とのことです。申請に至った経緯、この場所を選んだ理由としては、初めて食べたぐんま名月がものすごくおいしかったこと。２０１９年からリンゴの勉強をしていて、２０２０年には山林を購入し、ここにリン

ゴの苗木を5種類植え付け、楽しく管理しているそうです。たまたま、山林を譲ってくれた人が所有している申請地を貸してくれることになったため、今回の申請となったそうです。申請地は現在、耕作放棄地の状態になっていますが、重機を借りて今年から来年にかけて 整地を行い、整地後苗を植え付ける。苗は、味に感動したぐんま名月を中心に、フジ、シナノゴールドの3種類を合計150から160本植える予定だそうです。リンゴ栽培の研修としては、2018年11月から会社勤めの傍ら年間約120日。休日には先輩農家の下で作業をしているそうです。他には、県の中中部農業普及所の指導を受け、講習で学んだことも実践をしているそうです。また、今後も講習等には参加したいとのことでした。作物の出荷先としては、道の駅赤城の恵とJAファーマーズの2カ所を予定し、それぞれの会員となっているそうです。当面の売上金額は、年間500万円を目標とし、ゆくゆくは規模拡大をして年間1,000万円を目指したいそうです。さらに、法人化できれば1ha以上の経営規模も考えているそうです。現在の所有機械は、500リットル級SS、草刈り機、トラクター、軽トラ等があり、山林に植えたリンゴ園の中に保管しているそうです。出荷のための調整作業は自宅で行うそうですが、自宅と申請地は15km、約20分の距離だそうです。現在はまだ樹齢が若いため、1人の作業でも収穫や出荷作業はさほど負担とならないが、作業量が増えれば妻や母に応援を頼めるので労働力は大丈夫だろうとのことでした。調査班としましては、耕作放棄地解消に取り組む姿勢、計画の現実性及び農業への意欲が確認できることから、許可相当と判断しました。

3条整理番号2番、使用貸借。3番、賃貸借。新規就農。現地・面接調査案内図22ページから44ページをご覧ください。面接には申請者本人が1人で来られました。申請地は、市立時沢小学校から北東約1,200mの富士見町石井地内、市立時沢小学校から北東に約1,400mの富士見町小暮地内のそれぞれ農用地区域内農地です。地目は農地ではありますが、長年にわたり耕作されず荒れた土地に重機を入れ、農地として使用できるよう自分たちで整備をしている姿を現地調査時に確認をしました。申請理由は、申請により他及び畑を借り受け、カリフラワー、ナスの作付けをし、農業経営のスタートを図りたい、とのこと。申請に至った経緯、この場所選んだ理由ですが、2021年に市役所の紹介でハウスきゅうりの研修を1年間ほど上増田町で行ったが、ハウス経営は資金がかかるため、空きハウスを探したが無かった。そこで、露地栽培から始めることとし、土地を探したらこの場所があった。さらに、周辺には借りられそうな場所があるので、来年には1町歩くらいまで規模拡大をしたい。品目は最初からしかなかったナスをメインとしたいとのこと。上増田町の研修先ではナスの栽培はできなかったが、ほかの作物でトマトやメロンの経験をしている。研修先で経験できなかったナスの栽培は、沼田の友達のところを経験している。今後、JAのナス研修やほかのものにも参加したいとのこと。今後、JA組合員となり、作物はJAに出荷する予定とのこと。売り上げは、年間300万円、3年後には年間500万円を目標としているそうです。トラクター等の作業機は、パイプハウスを建て、その中に保管し、出荷のための作業もハウスの中で行う予定だそうです。石倉町の自宅から富士見町の農地まで約11km、約20分から25分の通作を行う予定だそうです。現在解体工のアルバイトを行っているが、就農するとアルバイトをする時間は少なくなるが、アルバイトは時間の融通が利くため、継続したい考えを持っているとのこと。調査班としましては、耕作放棄地解消に取り組む姿勢、計画の現実性及び農業への意欲が確認できることから、許可相当と判断しました。

3条整理番号4番。賃貸借、新規就農。現地・面接調査案内図45ページから77ページをご覧ください。面接には申請人本人は来られませんが、代理人の方が1人で来られました。申請地は、富士見町小暮地内の農用地区域内農地です。市立時沢小学校から北東に約1,200m、約2,200mにそれぞれ位置しています。申請事由としましては、申請人代表者が個人で10年以上、露地蔬菜の栽培をしていたところ、隣接地の所有者から使用貸借の申し出を受け、作目を広げて栽培を始めました。今回申請をするにあたり、永続的な農業経営が可能となるよう法人を設立し、施設蔬菜の栽培を含めた規模

拡大を図り、継続して農業に取り組みたい、とのことです。申請に至った経緯、この場所を選んだ理由としましては、申請人代表が自宅隣接地を借りて農業を始め、自家消費できない野菜は近所の人に差し上げていたそうです。地主さんも後を継ぐ人がいないため、代表に農地の管理を任せたい、との信頼もいただく事が出来、継続して使用しているそうです。しかし、個人で借りたのでは、自分ができなくなればやる人がいなくなってしまう。しかし、法人であれば永続的に農業を継続することができると考えて、法人を立ち上げ、法人での申請としたそうです。農作業の経験は、個人では10年以上あるが、さらに専門的な知識を得るため農業大学校の夏野菜コースを受講し、キュウリ、ナス、ズッキーニ等については経験があるそうです。冬野菜については、今後、社員に農業大学校の冬野菜コースを受購してもらい、年間を通じた栽培ができるようにしたいとのことでした。収穫できた作物は、必要経費が賄える程度の金額で親会社買い上げてもらい、親会社の社員に福利厚生の一環として提供してもらう予定であり、一般の市場には出荷は考えていないとのことです。社員に提供しても余る野菜は、近所にあるデイサービスに提供する予定とのことです。売り上げ目標は立てないが、赤字を出さずに運営ができればいいと考えており、野菜のことを若い人にもっと知ってほしいとの思いがあるそうです。作業に必要なトラクターは近くに親会社の倉庫があり、そこに保管しているので、自走させて畑に行く事が出来るそうです。また、農作業に従事する社員は約15kmの距離を約30分で通作できる場所に住んでいるそうです。今後は、規模拡大を求めるのではなく、現状の面積で農業を行いたいとのことでした。調査班としましては、地主さんから信頼され農地を維持管理していること、農業大学校での研修を予定していること、収穫された農作物を無駄なく利用する姿勢など、計画の確実性及び農業への意欲が確認できることから、許可相当と判断しました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号12番、13番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から11番、14番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から11番、14番から16番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第45号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、内容等を朗読、説明）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第45号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定します。

次に、議案第46号 農地一時転用許可期限延長願い 5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、申請理由、延長期限等を朗読、説明）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とする

	ことに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第４６号 農地一時転用許可期限延長願い ５条許可については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第４７号 農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から６番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
議 長	
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明） 以上、整理番号１番、３番から６番については、農地法第４条第６項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	なお、整理番号５番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
１６番委員	報告します。４条整理番号５番、宅地拡張。現地・面接調査案内図７８ページから８４ページをご覧ください。現地調査だけで面接は行わなかった案件です。申請地は桂萱東小学校から北西約１，１００ｍに位置し、南側、北側、東側は畑、西側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請事由としましては、古くから農家住宅として使用しており、いつから現在の状況に拡張されたかは定かではありません。是正のための農振除外の手続きをし、除外が認められたため、手続きをすべて終えたつもりでいました。親戚から農地転用の許可が必要と指摘を受けたため、除外から年月が経過してしまいましたが、遅ればせながら申請します、とのことであります。申請された敷地内には建築年不明の古い物置が２棟、平成１６年建築の物置１棟、建築年不明の母屋１棟、合計４棟の建物が建っています。本来であれば、平成１６年の物置の確認申請の際に、宅地の範囲を超えて農地にまたがる建物があることが分かったはずであり、この時点で、是正指導を行う事が出来たのではないかと考えられます。さらに、建築年不明の母屋も戦後に建て替えられています。建て替え前にあった母屋は申請人によれば、申請人の祖父が昭和１０年前後に建てた、とのことです。想像にはなりますが、税金を少なくするため昭和１０年前後に建てた建物の範囲だけを宅地とし、道路から宅地への出入りに利用していた通路を含めて農地としてしまい、道路に接しない宅地となっていることに気づかれることなく、その後の建築がされたものと思われます。今となつては、事情を知る人はいないため、調査班としては本意ではありませんが、形式的な処理として、違反状態の解消を図るため農地転用の許可をすることが相当と判断をしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２番は５条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号１番、３番から６番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第４７号 農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番、３番から６番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第４８号 農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番、３番から２６番、２８番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号１番、３番から２６番、２８番の申請については、農地法第５条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号４番、１７番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

5条整理番号4番。売買、診療所（内科）。現地・面接調査案内図85ページから93ページをご覧ください。面接には申請人本人と代理人の方、2人が来られました。申請地は、明和県央高等学校から北東約250mに位置し、南側は水道用地、北側と西側は道路、東側は宅地と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請事由は、現在、総合病院に勤務していますが、独立して内科診療所を始めたく申請します、とのことであります。申請に至った経緯、申請施設を必要とする理由は、交通量の多い県道交差点に近く、様々な方向から来院する患者にとり、利便性の高い場所であり、近隣に開業しようとしている医療機関が少ないため、この場所を選定した、とのことです。診療科目は、内科、外科等を予定し、1日当たりの患者数の見込みは、60人から70人を見込んでいるそうです。駐車場は、患者用約28台、スタッフ用約9台、合計37台を計画し、医師は1人、看護師等4人から5人、事務2人、合計7人から8人を予定しているそうです。開院曜日及び時間は、日曜及び水曜又は木曜休み、8時30分から18時まで、新規開業は令和6年4月を予定しているそうです。土地造成は、駐車場舗装下地や建物基礎の分があるため、若干入れることになると思うが必要最小限とするそうです。敷地境界の確定は済んでおり、雨水排水は1カ所に放流せずに2カ所に分散して放流し、敷地内の夜間照明は、周辺農地に影響が出ないよう製品の仕様を考え、敷地周囲には高さ約0.6mのフェンスを設けるとのことでした。調査班としては、計画もしっかりと行われており、周囲の農地に対する配慮もされ、事業の確実性も確認できることから、許可相当と判断しました。

5条整理番号17番。売買、炭火串焼き場用地。現地・面接調査案内図94ページから100ページをご覧ください。面接には申請人本人と代理人の方の2人が来られました。申請地は、市立芳賀中学校から北東に約1,700mに位置し、北側と西側が農地、南側が雑種地、東側は池沼に囲まれた土地改良未実施の小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請事由は、当社は土木工事業を営んでおり、業務内容も好調です。隣接地を釣り堀及び露店駐車場として利用しており、今回、申請地を炭火焼き場として利用したいので申請します、とのことです。申請に至った経緯は、5月から6月の時期になると、釣った魚や持ち込んだ肉を焼く場所が不足するためだそうです。この場所を選んだ理由は、最初からこの場所を含めて許可をもらい、営業をしたかったが、農転の許可がこの土地だけ同時に受けられなかったため、今回申請をしたそうです。申請者の法人としての事業部門は、建築土木、釣り堀の部門があり、従業員は全体で22人いる。釣り堀部門は別に2人必要と考えている。年間売り上げは、全体で約4億円あり、釣り堀部門は休止前の数字ではあるが3千万円から4千万円位あったそうです。今回の申請地には、焼き場台を8台設置し、来客の駐車場は、既存施設のものが30台から40台分あるので、これを利用するそうです。土地造成は整地、転圧程度で盛土は行わない計画で、雨水処理は自然浸透を考えて、街灯は設けない予定だそうです。申請地周囲には高さ1.1mの木柵を設置し、区画とするとのことです。調査班としては、周囲の農地に対する影響に配慮されていること、事業の確実性があることから許可相当と判断しました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

3番委員

整理番号17番の炭火串焼き場用地ですが、8場所だけ広い場所に作るのは広すぎるのではないのでしょうか。今後増やす予定はあるのでしょうか。

望月副主幹

望月です。現在の土地利用計画図が手元にありますが、計画とすると横4m縦2m建物として壁など柱など伴わない露天の焼き場を8基です。代理人さん、申請人さんに確認したところ、8基で設置は十分で、これ以上増やす予定はないとのことでした。まわりにも無垢の木を座るスペースとして一体的に設けて使いたいとのことです。

4番委員

4番です。受人が藤岡に住んでいて、鼻毛石町にバイクや車を置かって露天駐車場ですけど、バイクや車で496㎡も必要なのではないでしょうか。中古車センターだとしたら、そういった設備をするのでしょうか。

望月副主幹	望月です。今回藤岡市在住ということで、我々の方もヒアリングを行いました。この方は趣味で車やバイクを自分でいじるのが好きな方で、勤務地は高崎で車は10台程度、バイクは2台程度を露天駐車場として使用し、また車いじりの仲間がみどり市にいたみたいで、前橋市の北部あたりでいい土地がないか探していたところ、適地が見つかり申請に至ったとのこと。こちらの農地が一種農地であれば審査の方も細かく見る必要があったと思いますが、2種農地で、計画自体も話を聞くなかで、妥当であると考えております。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番は4条申請と関連があるため、整理番号27番、29番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番、3番から26番、28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請については、1番、3番から26番、28番を許可とすることに決定いたします。
山崎主事	続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号12番、13番、農地法第5条の整理番号27番、29番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号12番については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。
議 長	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号29番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
16番委員	なお、農地法第5条の整理番号27番は、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。
望月副主幹	5条整理番号27番。賃貸借、営農型太陽光（一時転用）。現地・面接調査案内図101ページから111ページになります。面接には代理人の方の1人が来られました。申請地は、上毛電鉄江木駅の東1,050mに位置する農振農用地区域内にある農地です。申請事由は、営農型太陽光発電施設の更新をたく申請します。申請にあたっては徹底した管理をして、引き続き農業に取組みたい、とのこと。営農型太陽光発電の更新申請ですが、現地調査の結果、太陽光発電下部の営農状況が十分に管理されたものとは言えない事、代理人から示された営農計画が十分に検討されたものとは言えないため、調査班としては、今回は保留としたいと意見がありました。
議 長	事務局より農地法第3条、整理番号13番及び農地法第5条整理番号27番について追加報告がございます。申請地における土地利用について今後どのような計画があるか代理人を通じて現在確認中の状況です。よって、来月8月2日に行われる現地面接調査までにしっかりとした営農計画ができていないか、面接には代理人任せではなく、営農者本人も出席のもと、今後の営農計画等についての説明を行うことを前提とし、来月8月総会許可に向けて事務局でも対応していきたいと考えております。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号13番、農地法第5条の整理番号27番を保留とし、農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号29番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号13番、農地法第5条の整理番号27番を保留とし、農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号29番を許可とすることに決定いたします。

	続いて、先に審議を保留にしました農地法第4条の整理番号2番、農地法第5条の整理番号2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。										
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号2番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いします。										
望月副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号2番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。										
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。										
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第4条の整理番号2番、農地法第5条の整理番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。										
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、農地法第4条の整理番号2番、農地法第5条の整理番号2番を許可とすることに決定いたします。 続いて、議案第49号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。										
川北囑託員	◇（議案書の朗読、説明）										
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。										
議 長	◇（意見・質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第49号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。										
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第49号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。 次に、協議事項（1）農業振興地域整備計画（令和4年9月除外個別案件）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。										
湯澤主任	◇（別途資料の朗読、説明）										
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。										
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか、なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画（令和4年9月除外 個別案件）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。										
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、協議事項（1）農業振興地域整備計画（令和4年9月除外 個別案件）の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。 次に、27ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（5）までの内容は、 <table> <tr> <td>（1）法第4条の届出書の受理状況</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>（2）法第5条の届出書の受理状況</td><td>13件</td></tr> <tr> <td>（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況</td><td>7件</td></tr> <tr> <td>（4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>（5）現況証明交付状況</td><td>2件</td></tr> </table>	（1）法第4条の届出書の受理状況	3件	（2）法第5条の届出書の受理状況	13件	（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	7件	（4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1件	（5）現況証明交付状況	2件
（1）法第4条の届出書の受理状況	3件										
（2）法第5条の届出書の受理状況	13件										
（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	7件										
（4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1件										
（5）現況証明交付状況	2件										

また、報告事項（６）は、６月総会において許可とした、法第５条の農地転用１件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存（いぞん）なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、報告事項（７）農業経営基盤強化促進法の改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて、事務局より説明を求めます。

◇（別途資料の朗読、説明）

以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。

（閉会午後３時５２分）

杉山補佐
議 長

議 長